

令和8年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度「常陸国天然まがも」ブランド推進事業業務委託

2 委託業務の目的

令和5年11月に創設した県のブランド「常陸国天然まがも」について、食の専門家等による評価のとりまとめ等を行うとともに、食に関心の高い層をターゲットとして情報発信等のプロモーションを行うことにより、ブランド力の強化を図る。

3 委託業務の内容

食の専門家を招聘した試食会を開催するとともに、その様子やブランドへの評価を、食に関心の高い富裕層をターゲットとして、情報発信等のプロモーションを実施すること。

＜参考＞常陸国天然まがもフェア概要

- ・開催予定期間：令和8年12月1日～令和9年2月15日
- ・参加予定店舗：県内15店舗程度

（1）食の専門家を招聘した試食会の開催

- ・「常陸国天然まがも」について適切に評価できる食の専門家（数名程度）を選定し、県に提案すること。
- ・県の承認を得た上で、食の専門家に対し、試食及び評価を依頼すること。また、試食及び評価結果のとりまとめを行うこと。
- ・評価結果については、食の専門家の氏名・顔写真等の情報とともに、県の広報物等で利用できるよう、了承を得ること。
- ・食の専門家に対し、自身のSNSなど情報発信可能な媒体を活用した魅力発信について、協力依頼を行うこと。

（2）試食会での食材提供等に係る各種調整

- ・試食会において、「常陸国天然まがも」を使用した料理を提供できるよう県内飲食店シェフ（5店舗程度）と各種調整を行うこと。

（3）「常陸国天然まがも」フェアに係るプロモーションの実施

①WEB 媒体等を活用した情報発信

- ・食に関心の高い富裕層に対し、「常陸国天然まがも」のブランド化及びフェアの情報を確実に届けるとともに、誘客に結びつくよう、適切なWEB 媒体等（1媒体）を選定し、県に提案・協議の上、決定すること。
- ・決定したWEB 媒体等による現地取材等の調整を行い、実施すること。

- ・掲載内容については、情報公開前に県の了解を得ること。

②その他の情報発信

- ・専門的な立場から、契約後も本業務の範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

4 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月26日まで

5 留意事項

- (1) 選定した店舗の基本情報及び取材内容や撮影画像については、県の広報物として利用可能な状態にして納品すること。
- (2) 業務実施に当たり使用される全ての画像等は、必ず著作者の了承を得て使用すること。
- (3) 仮に第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、受託者が自らの責任で対処することとし、発注者は一切の責任を負うものではない。
- (4) 本業務に関わる所有権や著作権は、すべて発注者に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、契約書第18条第2項に該当する場合についてはこの限りではない。
(契約書第18条第2項で想定するもの)
 - ・食の専門家等に係る肖像権及び著作権

6 その他

本仕様書に定めがない事項については別途指示する。